概要版

第９期
鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

（令和６～８年度）

《令和 22（2040）年に向けた本市の高齢社会像》

高齢者が住み慣れた地域で、みんなで支え合いながら
健康で安全・安心な暮らしを
自分らしくいきいきと尊厳をもっておくることができる

令和６年3月
鳴門市

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

●我が国において、令和7（2025）年は団塊の世代（1947 ～ 1949 年生まれ）が 75 歳以上の後期高齢者となる年であり「5人に1人が 75 歳以上」という超高齢社会が到来します。また、令和 22（2040）年には、団塊ジュニア世代（1971 ～ 1974 年生まれ）が 65 歳以上となるため、高齢者は約 3,930 万人（高齢化率 34.8%）に達すると推計されています。

●本市においても高齢化は進んでおり、後期高齢者の増加に伴って要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防事業や認知症施策の推進など、地域全体で取り組んでいく必要があります。

●「第8期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（令和3～5年度）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステムの深化・推進」と、介護サービスの質の向上や介護給付費の適正化などの「介護保険制度の持続可能性の確保」に向けた取り組みを推進してきました。

●新たな計画となる「第9期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（令和6～8年度）（以下「本計画」という。）では、地域住民や医療機関・介護保険施設などの事業者、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケアシステム」について、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向け、中長期的な視点から持続可能な形で深化・推進するために策定します。

2. 本計画の位置づけ

●本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本市における最上位計画である「鳴門市総合計画」と福祉分野の理念計画としての位置づけをもつ「鳴門市地域福祉計画」の実現に向けた、高齢者福祉に関する個別計画です。

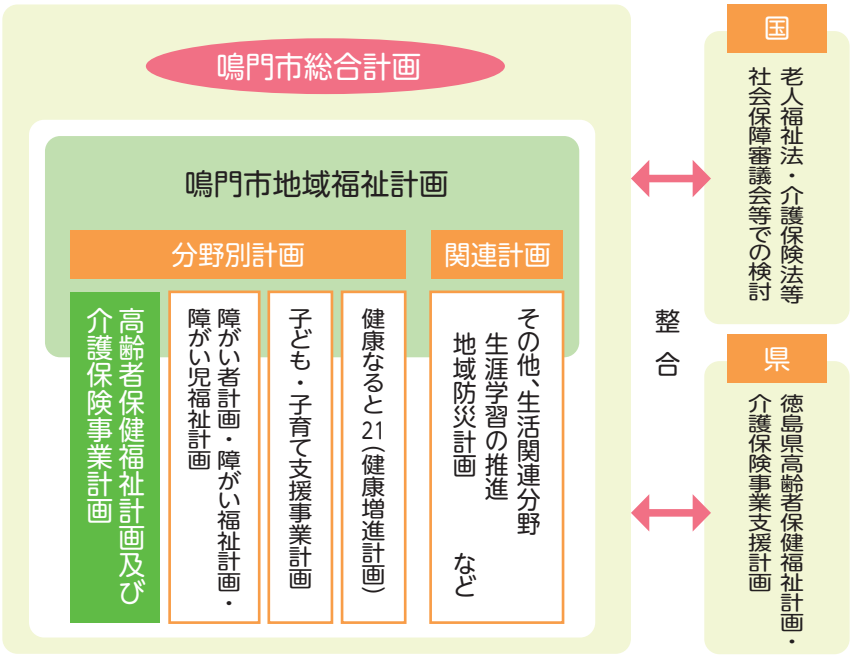

3. 本計画の期間

●本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としますが、人口推計や介護給付費等の推計などについては、令和 22 年度までの長期展望を示すこととします。

高齢者の現状と推計

1. 人口の推移と推計

●令和２年の国勢調査（10 月１日時点）では、高齢者数は 19,121 人、高齢化率は 35.0%となっています。

●今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇が見込まれますが、特に後期高齢者数については、令和 12 年頃まで増加し、以降も高止まりが予測されています。

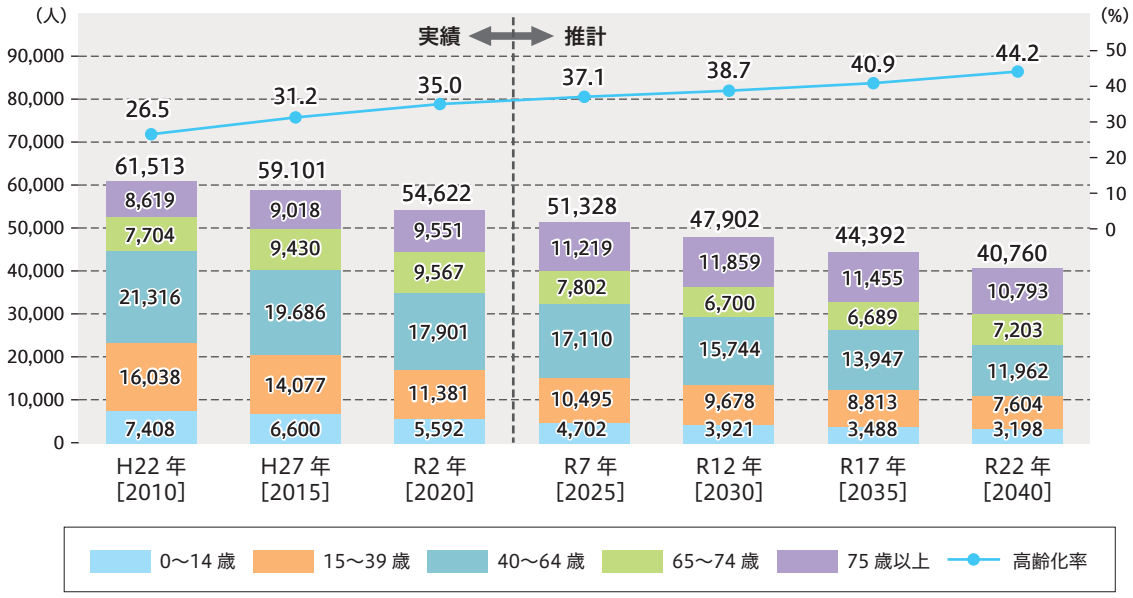

2. 第１号被保険者の認定者数や認定率の推移と推計

●第１号被保険者の認定者数は緩やかな増加傾向にあり、今後も、後期高齢者数の増加に伴う増加が見込まれています。

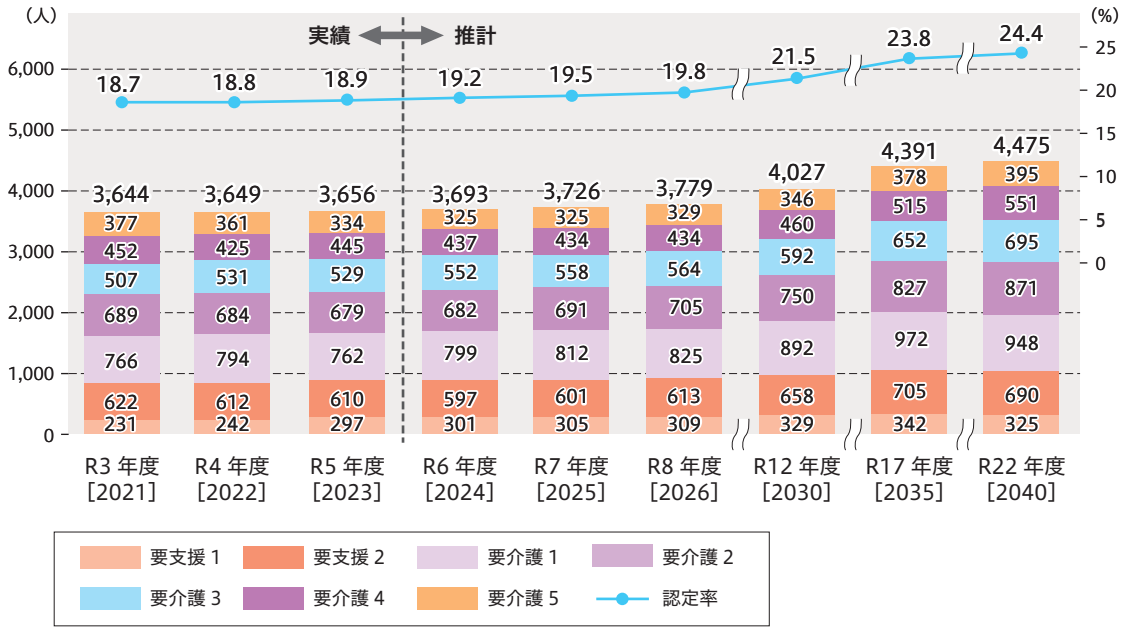

計画の基本理念と体系

《基本理念》

『地域包括ケアシステムの深化・推進』
『介護保険制度の持続可能性の確保』

基本目標	施策
① いつまでも健康でいきいきと暮らしていける	1-1 効果的な介護予防事業の展開 1-2 介護予防・生活支援サービス事業の推進
② 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける	2-1 生活支援サービス・サポートの充実 （生活支援体制整備事業の推進）
③ 住み慣れた地域で安心して暮らしていける	3-1 地域包括支援センターの機能強化 3-2 在宅医療と介護の連携の推進 3-3 介護離職ゼロ（介護者家族への支援）に向けた取り組み 3-4 リハビリテーション提供体制の推進 3-5 自立生活の支援のための福祉施策
④ 誰もが尊厳をもってともに暮らしていける	4-1 認知症施策の推進 4-2 高齢者の権利擁護の推進
⑤ 安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進	5-1 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保 5-2 災害や感染症に対する備え
⑥ 社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける	6-1 就労機会の拡充と社会参加の促進
⑦ 介護サービスの質の向上や適正実施に向けた取り組み	7-1 介護サービスの質の向上と適正化

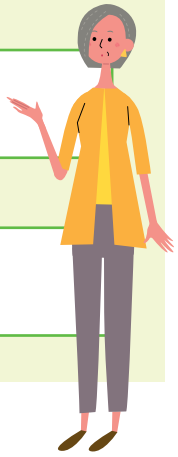

基本目標と施策の展開

基本目標 1 いつまでも健康でいきいきと暮らしていける

●市が実施する事業に加え、住民が主体的に介護予防に取り組める環境づくりや、中長期的なロードマップに基づくリハビリテーション専門職等との連携強化などによる効果的な介護予防事業を推進します。

●医療保険・介護保険・介護予防事業等のデータ分析・活用を行い、新たな視点・アプローチによる介護予防ＤＸを推進することにより、新規要支援・要介護認定者の平均年齢の引上げや健康寿命の延伸につながる各種施策を展開します。

基本目標１の視点

◆「健康長寿のまち鳴門」の実現に向けた住民主体・多職種連携による介護予防の推進

◆データ分析・活用やエビデンスに基づく介護予防ＤＸの推進

基本目標１の施策項目

1－1　効果的な介護予防事業の展開

1－2　介護予防・生活支援サービス事業の推進

基本目標 2 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける

●介護サービスに加え、インフォーマルサービスやボランティア等を活かしながら、地域で支え合って暮らしていける環境づくりの構築に向けて、ちょっとした困りごとなどの支援のため、地域の住民の支え合いや助け合い活動の充実といった視点から各種施策を展開します。

基本目標2の視点

◆住民の思いが集まった楽しく無理なく取り組める支え合い活動の充実

基本目標2の施策項目

2－1　生活支援サービス・サポートの充実
（生活支援体制整備事業の推進）

「地域包括ケアシステム」（概念図）

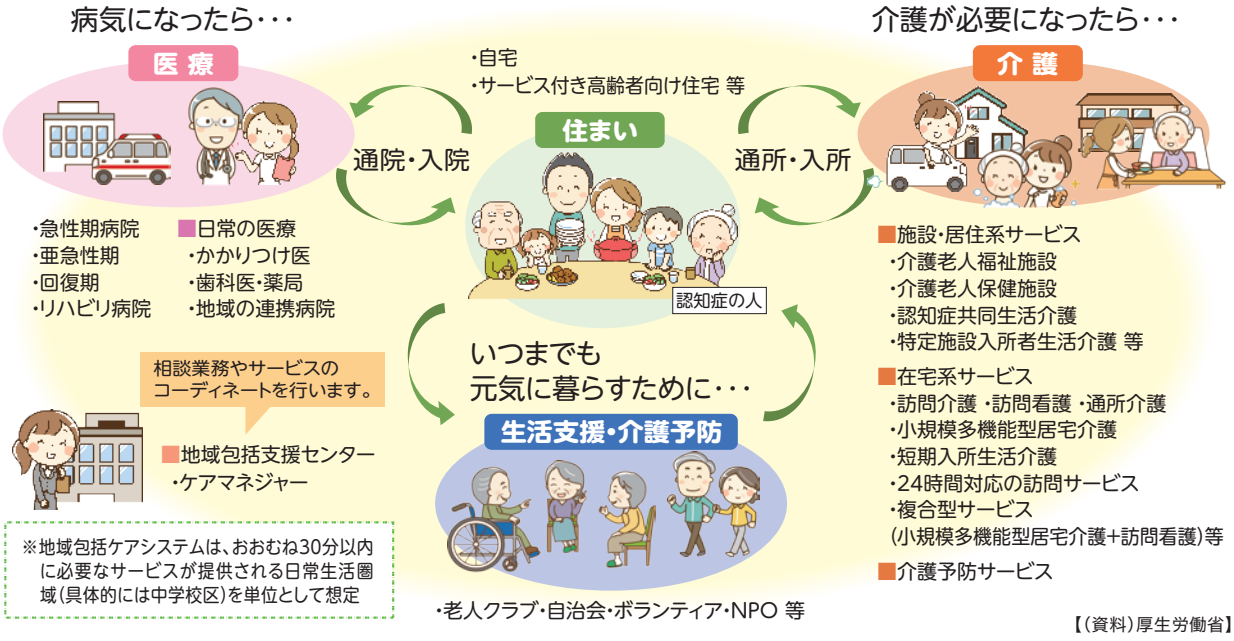

【（資料）厚生労働省】

基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らしていける

●高齢者が在宅生活を送っていくためには、医療関係者や介護サービス事業者、地域包括支援センターなど、それぞれが支援するだけでなく、各機関が連携し、高齢者を支え合う仕組みづくりが必要であるため、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能強化や在宅医療と介護の連携などについて、各種施策を展開します。

基本目標3の視点

◆自立性と多面的機能の確保に向けた地域包括支援センターの機能強化
◆自立支援・重症化防止に向けた医療・介護関係者の連携
◆介護離職の抑制や中重度要介護者の在宅生活継続に資する取り組みやサービスの確保

基本目標3の施策項目

3－1　地域包括支援センターの機能強化
3－2　在宅医療と介護の連携の推進
3－3　介護離職ゼロ（介護者家族への支援）に向けた取り組み
3－4　リハビリテーション提供体制の推進
3－5　自立生活の支援のための福祉施策

基本目標 4 誰もが尊厳をもってともに暮らしていける

●認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で認知症の人を支え、ともに生きていく仕組み・体制づくりを様々な機関と連携して構築するとともに、虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護にも視点を置き、各種施策を展開します。

基本目標4の視点

◆認知症施策の推進
◆高齢者の権利擁護の推進

基本目標4の施策項目

4－1　認知症施策の推進
4－2　高齢者の権利擁護の推進

基本目標 5 安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進

●高齢者が安全かつ安心して暮らしていけるよう、住宅改造等の支援などを含む居住環境の整備とともに、災害発生時の支援体制づくりの充実を図ります。

●感染症に関する正しい予防対策についての知識の普及啓発を図ります。

基本目標5の視点

◆住みやすい居住環境の整備
◆災害や感染症に対する備え

基本目標5の施策項目

5－1　高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
5－2　災害や感染症に対する備え

基本目標 6 社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける

●高齢者が就労や社会参加などによって社会的な役割を担うことや、趣味や生きがいをもって生活することは、心身の健康維持・増進に大きく寄与し、また、高齢者の社会進出による高齢者の支え手不足の解消に向けた活躍も期待されているため、多様な活躍の場を創造できるよう、各種施策を展開します。

基本目標6の視点

◆高齢者の多様な活躍の場の創造

基本目標6の施策項目

6－1　就労機会の拡充と社会参加の促進

基本目標 7 介護サービスの質の向上や適正実施に向けた取り組み

●ケアプラン点検や介護認定の適正化等の取り組みを通じて介護保険の適正化に努めます。

●総合相談業務や介護相談員の派遣等により市民からの相談に適切に対応するなど、介護サービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

基本目標7の視点

◆必要な人が必要なサービスを持続的に利用していけるための取り組み

基本目標7の施策項目

7－1　介護サービスの質の向上と適正化

【計画全体の成果指標・活動指標】

指　標	現状値（令和４年度）	目標値（令和8年度）
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	82.1歳	82.3歳
主観的健康感が高い高齢者の割合	72.3%	現状値以上
主観的幸福感が高い高齢者の割合	39.4%	現状値以上

本計画における第1号被保険者の保険料

■介護保険の財源と構造

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料で賄われています。第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第２号被保険者の人口比率によって決定します。

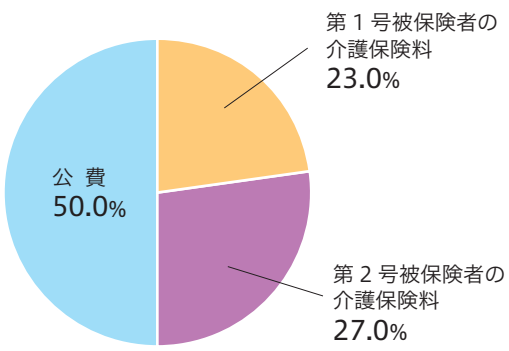

1. 第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料

月額保険料基準額： 6,600円（年額79,200円）

2. 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料	年額保険料
第１段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯 市民税非課税世帯で本人の年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下	基準額 ×0.285	1,881 円	22,572 円
第２段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入＋合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額 ×0.485	3,201 円	38,412 円
第３段階	市民税非課税世帯で第１、第２段階に該当しない	基準額 ×0.685	4,521 円	54,252 円
第４段階	市民税課税世帯で本人非課税 かつ本人の年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下	基準額 ×0.9	5,940 円	71,280 円
第５段階（基準額）	市民税課税世帯で本人非課税であり第４段階に該当しないかた	基準額 ×1.0	6,600 円	79,200 円
第６段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 50 万円未満	基準額 ×1.1	7,260 円	87,120 円
第７段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 50 万円以上 120 万円未満	基準額 ×1.2	7,920 円	95,040 円
第８段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額 ×1.3	8,580 円	102,960 円
第９段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額 ×1.5	9,900 円	118,800 円
第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額 ×1.7	11,220 円	134,640 円
第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額 ×1.9	12,540 円	150,480 円
第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額 ×2.1	13,860 円	166,320 円
第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額 ×2.3	15,180 円	182,160 円
第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満	基準額 ×2.4	15,840 円	190,080 円
第 15 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満	基準額 ×2.5	16,500 円	198,000 円
第 16 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額 ×2.6	17,160 円	205,920 円

※保険料額は、消費税による公費を財源とした、低所得者の保険料軽減強化後の保険料額です。
※年額保険料の算出にあたっては、10 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額となります。

第9期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（概要版）
編集・発行：鳴門市　健康福祉部　長寿介護課
住所：〒772-8501　鳴門市撫養町南浜字東浜 170　TEL：088-684-1175
発行年月：令和６年３月